

広域的活動支援事業募集要綱

1. 事業内容（助成内容）

（1）助成対象者

地域（公民館区）を越えた規模で活動する地域づくり実践団体
（NPO法人、市民活動団体、地域活動団体など）

（2）助成対象事業

- ・「地域の宝」の魅力を県内外へ発信する事業（営利事業を除く。）
- ・交付決定後に事業を開始し、その年度の2月末日までに完了する事業

（3）助成金額

助成金額は、助成対象事業に要する経費の3分の2以内とし、1団体につき
30万円を上限とする。

（4）助成事業期間

交付決定の日から令和2年2月29日（土）まで

（5）助成対象経費

事業の実施に必要な、謝金、旅費、事務費、その他本事業に必要な経費（別表1）
別表1

助成対象科目	対象経費の例	対象とならない経費の例
謝金	講師やアドバイザー謝金	会員への謝礼
旅費	講師やアドバイザーの交通費	参加者の交通費
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費	
消耗品費	機材や資材の購入費(コピー用紙、ゴミ袋)、コピー料	参加者への記念品、粗品、参加賞
通信運搬費	物品等送料(ハガキ、切手代、宅配便等)	電話代、インターネット接続料
保険料	助成対象事業に係る行事保険	団体の年間活動に対する保険
委託料	専門的な技術、資格、知識を必要とする委託料	団体でも直接実施できるもの
使用料及び 賃借料	会場使用料 物品の賃借料	参加者の駐車料金
その他経費	広告費 食糧費（ただし、助成金の3分の1以内）	備品(1万円以上)購入費 団体の維持・運営や日常活動に係る費用

※補助対象経費等に疑義が生じた場合は、一般社団法人 あすの福井県を創る協会に事前に協議し、了承を得ること。

(6) 事業の着手

交付決定日以後に事業着手すること（事業実施に係る広報、参加者募集、物品購入・発注等）。

2. 応募期間と提出書類、提出先

(1) 募集期間

令和元年8月6日(火)から9月13日(金)まで

(2) 提出書類

ア 助成金交付申請書（様式第1号）	1部
イ 実施計画書（添付書類1）	1部
ウ 収支予算書（添付書類2）	1部
エ 団体の定款、規約または会則	1部
オ 団体の年間活動と予算規模がわかるもの	1部

※申請書類の返却はしないので、書類はすべてコピーをとり、保管してください

(3) 提出先

一般社団法人 あすの福井県を創る協会

住所：〒918-8135 福井市下六条町14-1 福井県生活学習館内

TEL：0776-41-4220 FAX：0776-41-4221 e-mail：info@asuken21.or.jp

3. 助成団体の選考と決定

(1) 審査

選考委員会の審査により助成団体を決定する。

・1次審査（書類審査）

※1次審査の結果は、すべての応募団体に通知します。

・2次審査（プレゼンテーション）

令和元年10月2日（水） 午後

場所：福井市下六条町14-1 福井県生活学習館

(2) 交付決定

審査の結果、助成を決定された団体には助成金交付決定通知書により通知する。

4. 助成金の支払い

助成金の支払いは、11月中旬に行う。

助成を決定された団体は、指定された日までに、助成金交付請求書（様式第2号）を一般社団法人 あすの福井県を創る協会長（以下、「協会長」という。）あて提出しなければならない。

5. 助成事業の内容の変更または中止

(1) 内容の変更

助成決定後、助成事業の内容や経費の配分を変更するときは、あらかじめ一般社団法人あすの福井県を創る協会と協議し、その指示に従って、交付変更承認申請書（様式第3号）を協会長に提出し、承認を受けなければならない。（ただし、助成対象科目相互間の2割を超えない金額の増減はこの限りではない。）。

なお、協会長が事業の中止が適当と判断した場合は、事業の中止を命ずることができる（交付した助成金を返金いただく場合があります。）。

(2) 事業の中止

助成事業を中止しようとする時は、あらかじめ中止承認申請書（様式第4号）を協会長に提出し、承認を受けなければならない（助成金を返金いただく場合があります。）。

6. 実績報告書の提出

助成事業が完了したときは、事業終了の日から30日以内に実績報告書（様式第5号）を協会長に提出すること（活動状況の分かる写真等を併せて提出してください）。

7. 助成金額の確定

実績報告書を検査後、協会長は助成金額を確定する。確定された助成金額が交付した助成金額に満たない場合は、差額を返還しなければならない。

8. その他

(1) 助成金の返還

助成を決定された団体が提出書類に虚偽の事項を記載する等、助成の交付に関し不正の行為があったとき、または、交付の条件に違反したときは、協会長は助成金を支払わず、または助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

(2) 書類の整備

助成を決定された団体は、助成事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入および支出についての証拠書類を整備保管（5年間）しなければならない。

(3) その他

助成事業で作成するチラシ、パンフレット、冊子等には必ず一般社団法人あすの福井県を創る協会の助成事業である旨の表示をすること。

また、協会に入会（年会費3,000円）し、協会長から協会行事への参加と助成事業の成果等について発表等を求められたときは、できる限り協力すること。

【参考】申請・事業の流れ

